



(有添付物)
国海查第405号
平成26年12月19日

一般社団法人 日本船舶品質管理協会
専務理事 武山 誠一 殿

国土交通省
海事局 検査測度課長



舶用内燃機関整備技術者認証機関の証明制度の制定について（通知）

海難の防止と船舶の安全確保は重要な課題であり、第9次交通安全基本計画では、2015年度までに我が国周辺で発生する海難事故隻数を第8次計画期間の平均から1割減(2,220隻以下)とすることを目標としています。しかしながら、海難事故隻数はここ数年ほぼ横這いの状態で推移しており、事故原因別に見ると機関故障が全体の中で2番目に多い15%を占めることが海上保安庁より報告されています。

また、国土交通省等が参加する「関係省庁海難防止連絡会議」において、機関故障の多くが発航前点検だけでは未然防止することが困難であり、日常の保守点検整備の重要性が改めて提言されたところです。

このような状況を踏まえると、機関故障に起因する海難事故を未然に防止するためには、エンドユーザーに一番近い立場でサービスを提供している内燃機関の整備技術者が、通常の整備業務に加えて、適切な保守点検整備の励行や法令遵守を含めた安全啓蒙活動を行うことがより効果的であると考えられます。

このため、今般、整備技術者によるこうした啓蒙活動を奨励し、安全啓蒙活動能力も含めた整備能力等を有する内燃機関の整備技術者の適切な技能水準の確保維持を目的として、別添のとおり事業者団体等が行っている整備技術者の認証制度について評価・証明する制度を制定し、平成27年1月1日より運用することといたしましたのでお知らせします。



舶用内燃機関整備技術者認証機関の証明要領

1. 目的

本要領は、舶用内燃機関の整備を行う専門的知識の保持、機関整備能力の維持、法令遵守知識及び安全啓蒙活動を推進する能力を有する舶用整備技術者の適切な技能水準の確保を図ることを目的とした整備技術者の認証制度について評価・証明する手続を定めたものである。

2. 証明申請

舶用内燃機関整備技術者認証制度について証明を受けようとする者（以下「認証機関」という。）は、別紙1「証明申請書」に次の書類を添えて、国土交通省海事局検査測度課長（以下「検査測度課長」という。）あてに申請しなければならない。

- ① 認証機関の概要（所在地、沿革、資本金、役員一覧、機構図、業務内容等）
- ② 整備技術者を認証する機関としての実績を示す資料（整備技術者を認証する目的、整備可能な内燃機関の範囲、認証手順、認証した整備技術者数等）
- ③ 整備技術者であることを証明する書類の様式
- ④ その他、3. に定める基準に適合することを説明する資料

3. 審査基準

検査測度課長は、2. により提出された書類に基づき、次に掲げる基準へ照らし、認証機関を証明することが適切か否かを審査する。また、必要に応じて認証機関に対するヒアリング等を実施する。

- ① 整備技術者の認証を行う機関としての中立性及び公平性が確保されていること。
- ② 1. に定める目的を達成出来る整備技術者の養成手順、認証基準及び認証手順を有していること。
- ③ 整備技術者を認証する基準を適切に定めることができる組織を有すること。
- ④ 整備技術者の資格を維持し管理する手順を有すること。
- ⑤ 整備技術者認証基準の制定・改訂について国土交通省検査測度課が関与できる制度となっていること。
- ⑥ 整備技術者の認証実績が十分であること。
- ⑦ 認証機関の事業の基盤が強固であり、かつ、健全な経営を行っていること。

4. 証明書の交付

3. に定める基準に適合すると認める場合は、検査測度課長は認証機関に対して、5年を限度に別紙2に定める「整備技術者認証機関証明書」を交付する。

5. 定期的報告及び監査

証明を受けた認証機関は、検査測度課長に対して、少なくとも年1回の割合で、認証実績を報告しなければならない。

また、検査測度課長は、証明書を交付した認証機関に対して、年1回の割合で検査測度課職員により監査を実施する。監査の範囲等については、監査を実施する1カ月前までに通知する。

6. 届け出等

証明を受けた認証機関は、申請の際に書面により説明した事項について変更等が生じた場合には、その内容について速やかに検査測度課長宛に届け出なければならない。また、検査測度課長の指示により、必要に応じて変更証明を受けなければならない。

7. 証明の失効及び取消し

① 証明を受けた認証機関が次の1に該当した場合は、当該証明は失効する。

- ・ 解散したとき。
- ・ 証明に係る事業を廃止したとき。
- ・ 証明を辞退したとき。

② 証明を受けた認証機関が次の1に該当した場合は、当該証明を取り消す。

- ・ 審査基準に適合しなくなったとき。
- ・ 認証基準に従わず整備技術者を認証したとき。
- ・ 6. の規定に基づく届け出を怠るか又は虚偽の届け出がなされたとき。
- ・ 検査測度課職員による監査が拒まれ、妨げられ若しくは忌避され又は質問に対して陳述がされず若しくは虚偽の陳述がなされたとき。

8. 証明の更新

証明を受けた認証機関が証明期限後も継続して証明を受けたい場合は、別紙3「更新証明申請書」に旧証明書を添えて検査測度課長あてに申請するとともに、更新にかかる審査を受けなければならない。

審査により3.に掲げる基準に適合すると認める場合は、検査測度課長は旧証明書に記載されている証明期限の翌日から起算して5年を限度に、認証機関に対して別紙2に定める「整備技術者認証機関証明書」を交付する。

9. 連絡先等

国土交通省海事局検査測度課船舶検査官

直 通 電 話：03-5253-8639

フアックス：03-5253-1644

船舶内燃機関整備技術者認証機関証明申請書

国土交通省海事局
検査測度課長 殿

申請者住所
申請者氏名

平成 26 年 12 月 19 日付け国海查第 405 号「船舶内燃機関整備技術者認証機関の証明制度の制定について（通知）」別添「船舶内燃機関整備技術者認証機関の証明要領」2. の規定に基づき、必要書類を添えて船舶内燃機関整備技術者認証機関としての証明を申請します。

1. 認証機関の名称
2. 認証する整備技術者の詳細
3. 整備技術者が整備可能な内燃機関の範囲

(別紙2)

番号

舶用内燃機関整備技術者認証機関証明書

機関の名称

代表者氏名

貴機関は、平成26年12月19日付け国海查第405号「舶用内燃機関整備技術者認証機関の証明制度の制定について（通知）」別添に定める舶用内燃機関整備技術者認証機関としての基準を満たしていることを証明する。

整備技術者の詳細

内燃機関の範囲

証明書有効期限：平成 年 月 日

平成 年 月 日

国土交通省 海事局 検査測度課長

注) 証明番号は会計年度毎に次の例により附す。「H27-1」

船用内燃機関整備技術者認証機関証明申請書（更新）

国土交通省海事局
検査測度課長 殿

申請者住所
申請者氏名

平成 26 年 12 月 19 日付け国海查第 405 号「船用内燃機関整備技術者認証機関の証明制度の制定について（通知）」別添「船用内燃機関整備技術者認証機関の証明要領」8. の規定に基づき、船用内燃機関整備技術者認証機関としての証明の更新を申請します。

1. 認証機関の名称
2. 認証する整備技術者の詳細
3. 整備技術者が整備可能な内燃機関の範囲
4. 証明書番号及び証明期間

証明番号 : H -

証明期間 : 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで